

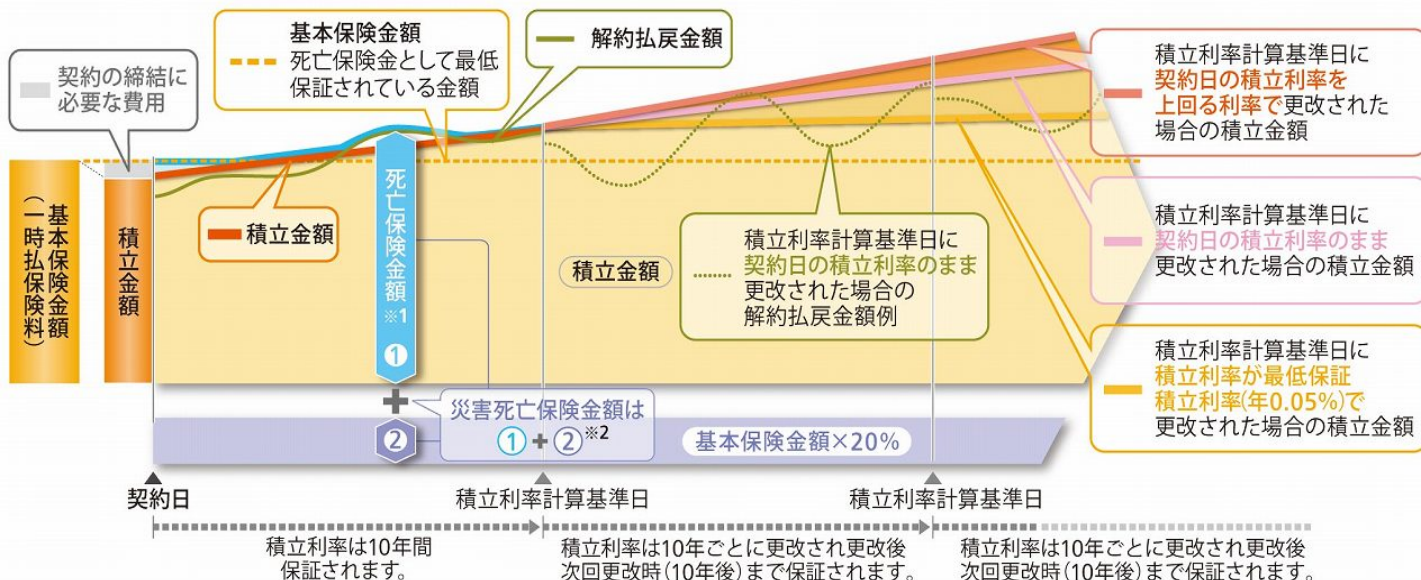
ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険 ロングドリームプラス 積立利率のお知らせ

米ドル建

【イメージ図】

(100米ドル未満切捨て)

一時払保険料	10年後の積立金額	利回り(年複利)
1.0万米ドル	1.03万米ドル	0.31%



- 1 被保険者がお亡くなりになった場合の死亡保険金額は、お亡くなりになった日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額となります。
- 2 被保険者が不慮の事故等によりお亡くなりになった場合の災害死亡保険金額は、お亡くなりになった日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額(死亡保険金額)に加えて、基本保険金額の20%の合計となります。

積立利率 (3) ・ご契約時の積立利率は10年間保証され、10年後の積立利率計算基準日(契約当日)に更改されます。
 ・積立利率は10年ごとに更改され、更改後の積立利率は次の積立利率計算基準日(10年後の契約当日)まで保証されます。

現在の積立利率	1.05%
---------	-------

積立利率は毎月2回(1日と16日)設定されます。当該積立利率は積立利率設定期間(当資料の右上に記載)において適用されます。ご契約時には、ご契約日(4)時点で設定されている積立利率が適用されますので、お申込みからご契約日までの間に積立利率が変更となった場合、変更後の積立利率が適用されるためご注意ください。
 3 積立利率とは積立金に適用する利率のことをいいます。
 4 ご契約日は、一時払保険料(相当額)の着金日または告知日のいずれか遅い日となります。

* 積立利率は積立金にかかわるものであり、一時払保険料全体に対するものではありません。契約の締結に必要な費用が差引かれますので、一時払保険料全体に対する利回りは、積立利率よりも低くなります。

・「ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建)」は日本生命を引受保険会社とする終身保険(生命保険)です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

お客様にご負担いただく費用

- ・ ご契約締結時の費用
一時払保険料に右記割合を乗じた金額が契約の締結に必要な費用として差引かれます。
- ・ 保険期間中の費用
契約の維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用であり、あらかじめ保険契約関係費率等を控除したうえで積立利率を定めております。
- ・ 年金支払期間中の費用(年金特約・解約払戻金の年金特約を付加する場合)
下記の費用を控除したうえで年金額は計算されます。

年金支払期間中の費用	支払年金額に対して・・・1%
------------	----------------

 第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。
- ・ 米ドル通貨で契約を締結することで生じる費用
一時払保険料のお払込みの際や、保険金等のお受取りを米ドル通貨で行う際、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ この商品にかかるお客様にご負担いただく諸費用等の合計額は、「ご契約締結時の費用」「保険期間中の費用」の合計額となります。また、特定のお客様には「年金支払期間中の費用」「米ドル通貨で契約を締結することで生じる費用」等がかかります。

一時払保険料からの控除率
7.0%

ご検討にあたっては当資料と「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」とをセットでご覧ください。なお当資料に記載の金額は概算値であり、ご契約後の保障内容につきましては、保険証券および約款に記載のとおりとなります。お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、ご契約内容に関する重要な事項について記載している「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」「ご契約のしおり-約款」を必ずご確認ください。



日本生命保険相互会社

ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険 ロングドリームプラス 積立金・解約払戻金例表

積立金額・解約払戻金額・(災害)死亡保険金額例表 [基本保険金額(一時払保険料)1.0 万米ドルの場合]

「現在の積立利率(1.05%)」で算出しています。
 解約払戻金は積立利率計算基準日以降に適用される積立利率が現在の積立利率と同じ場合(積立金額例表の場合)の前提で算出しています。
 (災害)死亡保険金は積立利率計算基準日以降に適用される積立利率が現在の積立利率と同じ場合(積立金額例表の場合)かつ「積立利率の変動幅」がゼロ(契約に適用されている積立利率と同水準)の場合を前提に算出しています。
 (単位:万米ドル 100米ドル未満切捨て)

経過年数 (年)	積立金			解約払戻金(左記の場合)			(災害)死亡保険金 (左記の場合かつ積立利率 の変動幅がゼロの場合)	
	積立利率計算基準日以降に適用される積立利率			積立利率の変動幅			死亡 保険金額	災害死亡 保険金額
	最低保証 積立利率 (0.05%)で更改	契約日と 同じ積立利率 で更改	契約日を 1.00%上回る 積立利率で更改	1.00%上昇 の場合	同水準 の場合	1.00%下落 の場合		
1		0.93		0.83	0.91	1.00	1.00	1.20
2		0.94		0.85	0.92	1.00	1.00	1.20
3		0.95		0.87	0.93	1.00	1.00	1.20
4		0.96		0.89	0.95	1.01	1.00	1.20
5		0.97		0.91	0.96	1.01	1.00	1.20
6		0.99		0.94	0.97	1.01	1.00	1.20
7		1.00		0.96	0.99	1.02	1.00	1.20
8		1.01		0.98	1.00	1.02	1.01	1.21
9		1.02		1.00	1.01	1.02	1.02	1.22
10		1.03			1.03		1.03	1.23
15	1.03	1.08	1.14	1.02	1.07	1.12	1.08	1.28
20	1.03	1.14	1.26		1.14		1.14	1.34

死亡保険金額は、お亡くなりになった日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額となります。
 被保険者が不慮の事故等でお亡くなりになった場合の災害死亡保険金額は、死亡保険金額と基本保険金額の20%の合計額です。
 実際の運用にあたっては、10年ごとの積立利率計算基準日に決まった積立利率で運用されますので、上記の金額・積立利率と異なることがあります。積立金額は「」で示す金額を下回ることはありません。
 例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の積立利率変動が例示の範囲を超える場合があります。
 「積立利率の変動幅」とは、次の(イ)から(ア)を差引いた幅をいいます。
 (ア)当該契約に適用されている積立利率 (イ)解約時にご契約時と同じ契約年齢で新たに契約した場合に適用される積立利率(解約時積立利率)
 解約払戻金額例表は、解約時積立利率 [上記(イ)] が、契約時(更改時)積立利率と比べて上昇または下落した場合に解約払戻金がどのように変動するかを例示したものです。
 解約時積立利率 [上記(イ)] は、0%を下回ることはありません。積立利率が0%以下となる場合は「-」で表示しています。

保険料のお払込みと告知のいずれかが積立利率設定期間(当資料の右上に記載)を過ぎますと、積立金額、解約払戻金額、(災害)死亡保険金額が上記金額と異なる場合があります。

ご契約時にお払込みいただいた保険料のうち、その一部は契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、解約の際にお支払いする解約払戻金額は、一時払保険料を下回ることがあります。

*解約払戻金につきましては、「ご契約のしおり-約款」にて、詳細にご説明しておりますのでご参照ください。

解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります

この商品は、積立金を米国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。したがって、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

保険金等のお支払時の為替レートにより円に換算した保険金等の金額が、ご契約時の為替レートにより円に換算した一時払保険料や保険金等の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社

<お客様のお問合せ先>

フリーダイヤル 0120-56-2186

【受付時間】月~金曜日 9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

携帯電話・PHSからもご利用になれます。

ホームページアドレス <http://www.nissay.co.jp>

【募集代理店】